

第8章

計画の進行管理



第8章 計画の進行管理

都市計画運用指針では、進行管理について以下のような考え方が示されています。

市町村は、立地適正化計画を作成した場合においては、おおむね 5 年毎に計画に記載された施策・事業の実施状況について調査、分析及び評価を行い、立地適正化計画の進捗状況や妥当性等を精査、検討すべきである。

本市においても PDCA サイクル[※]の考え方に基づいて、本計画の計画期間である令和 6（2024）年から令和 26（2044）年において、社会情勢の変化や上位関連計画の見直しとの整合を図るとともに、関係法令の改正や災害リスクの高まりなども踏まえ、おおむね 5 年度ごとに目標値の達成状況の確認、要因分析による計画の評価を行い、必要に応じて、本計画の見直しを検討します。

なお、要因分析にあたっては、各評価指標に応じて、内訳や分布状況などを定期的にモニタリングし、進捗を管理します。

また、本計画の評価を行う際は、「所沢市都市計画マスタープラン」や「所沢市地域公共交通計画」と連携を図り、評価の結果により本計画の見直しが必要となった場合は、都市計画審議会などの意見を踏まえ適切に見直しを行います。

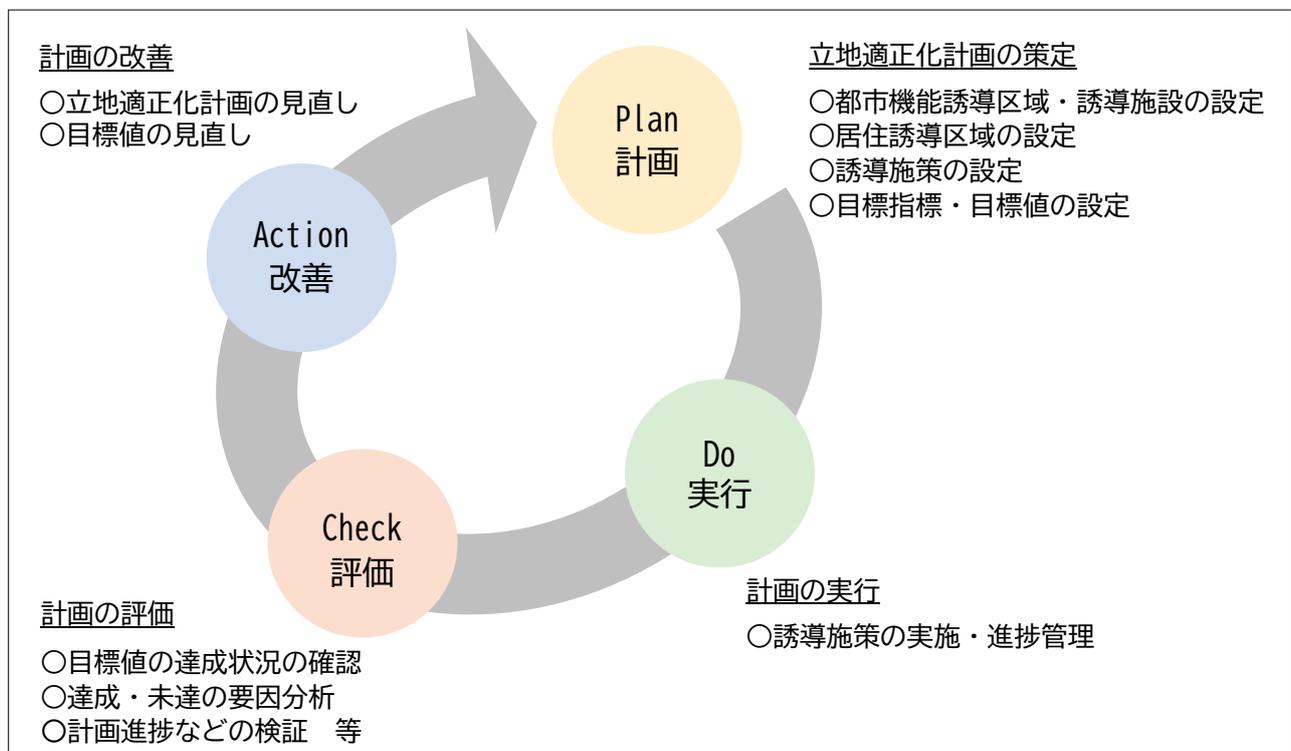


図 8-1 PDCA サイクルのイメージ

